

記入例

初回請求専用

請求日 令和〇年〇月〇日

(宛先) 春日市長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設
【令和〇年 〇月利用分】

記入日

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、春日市内に居住していることを春日市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを春日市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を春日市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を春日市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	カスガ タロウ	認定子どもとの続柄	生年月日	平成〇年 〇月 〇日		
氏名	春日 太郎		父	現住	春日市〇町△丁目×番地	
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			該当月の期間を記入してください。			

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定	フリガナ	カスガ ハナコ		
生年月日	平成〇年 〇月 〇日	氏名	春日 花子			
〇年〇月×日～ 〇年〇月△日の間の住所		氏名				
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した		氏名				
上記で転入または転出に該当した場合		氏名				

3. 償還払いの振込先を記入して下さい

- 前回までと変更なし (該当する場合)
- 公金受取口座を振込先にする。(利用する者は口座情報の記入不要)
- 新規の場合、前回と変更になった場合は、振込先を記入してください。

公金受取口座の指定は、マイナポータルでの口座登録が完了している方に限ります(登録中は不可)。また、施設等利用給付認定・変更申請書に個人番号を記入していない場合は、利用できないことがあります。

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
〇〇 銀行・信用金庫	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)
〇〇	支店	カスガ タロウ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市町村指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業

①	フリガナ	〇〇ホイクエン	所在地	春日市	〒123-4567
	施設名	〇〇保育園	所在地	春日市	〒123-4567
契約している利用料※2		<input checked="" type="checkbox"/> 月額 33,000 円	保護者名義の口座を記入してください。		
②	フリガナ		所在地		
	施設名		所在地		
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円	複数ある場合は全て記入してください。		
③	フリガナ		所在地		
	施設名		所在地		
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円	施設等から発行された領収書兼提供証明書の金額を記入してください。		

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4で記入した金額の合計を記入してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業の費用の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	児童福祉事業・子育て支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和〇年〇月	33,000 円	0 円	33,000 円	37,000 円	33,000 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
- ・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数